（仮称）大関山風力発電事業の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役　小野田　泰
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）大関山風力発電事業
風力発電事業（陸上）
発電設備出力　最大六万三千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

令和八年八月七日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー
ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役　小野田　泰

第４期決算公告

令和８年６月４日
福島県双葉郡浪江町権現堂字上蔵役目34番地
アクアコネクトなみえ株式会社
代表取締役　増井　俊輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,472
	固定資産	902,771
	資産合計	**927,243**
負債及び純資産の部	流動負債	28,763
	固定負債	934,898
	株主資本	△36,418
	資本金	10,000
	利益剰余金	△46,418
	その他利益剰余金	△46,418
	（うち当期純損失）	(24,407)
	負債・純資産合計	**927,243**